

## 記載例（退職・一括徴収しない場合）

付 受 印 31	市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		整理番号		
	所在地 貝塚市畠中1丁目17番1号		担 当 者 総務課給与係 大阪 花恵		30年度 特別徴収指定番号		
貝塚市町長 元年 8月 10日 提出		名称 貝塚商事株式会社		氏名 大阪 花恵		31年度 特別徴収指定番号 0501132	
個人番号又は法人番号		特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額		未徴収税額 (ア)-(イ)	
給与氏名 貝塚太郎		異動年月日 元年 7月10日		異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a 支払少額 b 支払不定期 c 上記以外		異動後の未徴収税額の徴収方法 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生		特別徴収税額 11808 600		徴収済税額 301 600		未徴収税額 1507 000	
種人番号		11808 600		301 600		1507 000	
住所 貝塚市北町23番1号		11808 600		301 600		1507 000	
所異動後 同上		11808 600		301 600		1507 000	
※事業主及び従業員(希望のみ)による普通徴収への切替はできません。							
●特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)							
新しい勤務先(特別徴収義務者) 所在地 名称		特別徴収指定番号		担 当 者 氏名 電話		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。	
●一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)							
該当する項目に○をしてください。		1の割合		徴収予定額(ウ)と同額		円	
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		本人印		100 000		左記の一括徴収した税額は 7 月分(翌月10日納期限)で納入します。	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		本人印		100 000			
●普通徴収の(一括徴収しない)場合 ①-③に当てはまらない場合に記入してください。							
該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。		2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。		3 死亡による退職のため。	
旧特別徴収処理額		30年度		月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	
31年度		月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他		点 検	

## 記載例（退職・一括徴収する場合）

付 受 印 31	市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		整理番号		
	所在地 貝塚市畠中1丁目17番1号		担 当 者 総務課給与係 大阪 花恵		30年度 特別徴収指定番号		
貝塚市町長 元年 8月 10日 提出		名称 貝塚商事株式会社		氏名 大阪 花恵		31年度 特別徴収指定番号 0501132	
個人番号又は法人番号		特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額		未徴収税額 (ア)-(イ)	
給与氏名 貝塚太郎		異動年月日 元年 7月10日		異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a 支払少額 b 支払不定期 c 上記以外		異動後の未徴収税額の徴収方法 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生		特別徴収税額 1120 000		徴収済税額 20 000		未徴収税額 1100 000	
種人番号		1120 000		20 000		1100 000	
住所 貝塚市北町23番1号		1120 000		20 000		1100 000	
所異動後 同上		1120 000		20 000		1100 000	
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。							
●特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)							
新しい勤務先(特別徴収義務者) 所在地 名称		特別徴収指定番号		担 当 者 氏名 電話		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。	
●一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)							
該当する項目に○をしてください。		1の割合		徴収予定額(ウ)と同額		円	
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		本人印		100 000		左記の一括徴収した税額は 7 月分(翌月10日納期限)で納入します。	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		本人印		100 000			
●普通徴収の(一括徴収しない)場合 ①-③に当てはまらない場合に記入してください。							
該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。		2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。		3 死亡による退職のため。	
旧特別徴収処理額		30年度		月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	
31年度		月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他		点 検	